

準法定事務の創設に伴う独自利用事務の見直し

趣旨

- 住民基本台帳法の改正に伴い、住基ネット利用可能な法定事務と性質が同一の事務として「準法定事務」を設け、**具体の事務を省令に規定**（R6.5.27）
- 準法定事務と重複する**条例規定の「独自利用事務」の規定を見直し**

独自利用事務の規定を見直す事務

1. 高等学校等の学び直し支援金支給事務（総務部・教委）[削除]
2. 高等学校等の奨学給付金支給事務（総務部・教委）[削除]
3. 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施等（福祉部）[一部削除]

「学び直し支援金支給事務」に関する事務の例

